

総務省

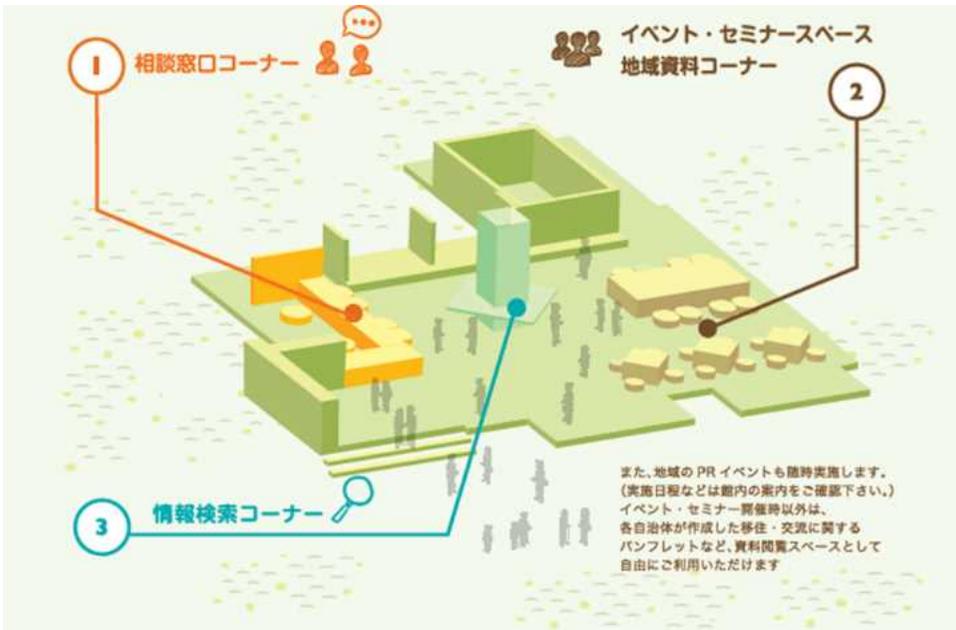
二地域居住等関連施策

令和3年3月9日
地域力創造グループ
地域自立応援課

移住・交流情報ガーデン

R3予算額(案):0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進のためのプロモーション動画の制作 	<p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

サテライトオフィス・マッチング支援事業

R3予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 654箇所(令和元年度末時点)



三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和元年度の同事業において57社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和元年度の同事業において、43団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円

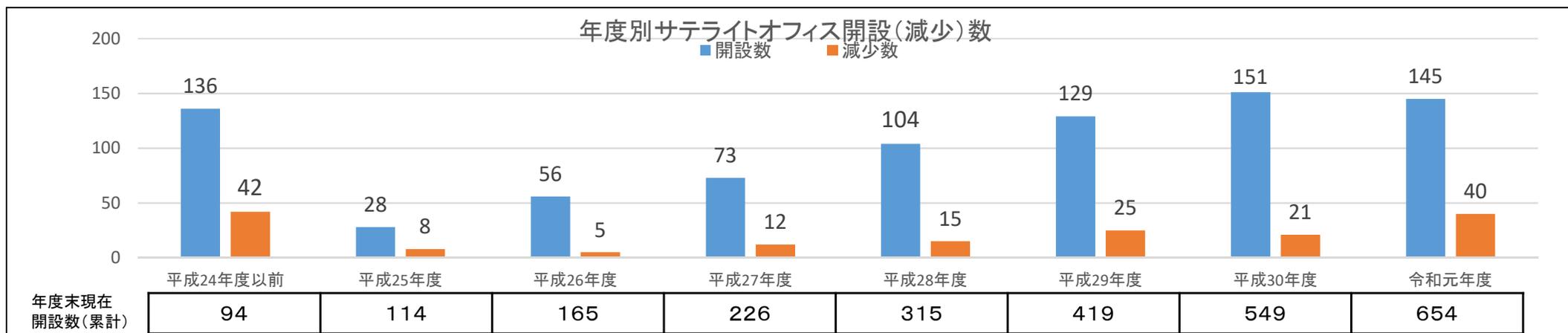
※ 措置率0.5×財政力補正

サテライトオフィスの開設状況について①（地方公共団体調査）

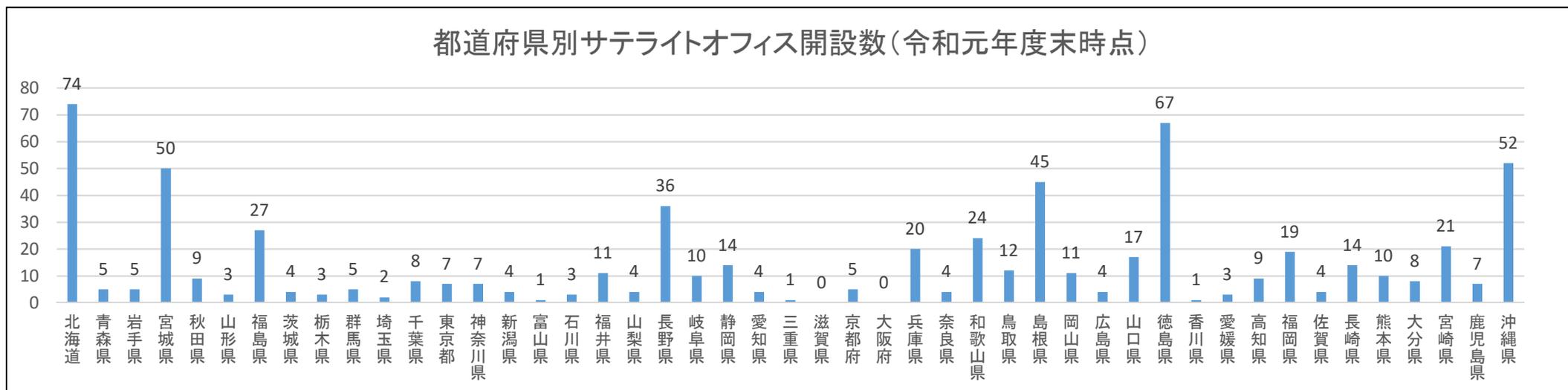
○ 令和元年3月31日時点で地方公共団体委が誘致又は関与したサテライトオフィスの開設状況について調査を実施。

○ 年度別開設状況（全国ベース）

令和元年度末までのサテライトオフィス開設総数は822箇所であるが、168箇所が減少しており、令和元年度末時点での開設数は654箇所となっている。



○ 都道府県別開設状況 北海道が最多の74箇所、次いで徳島県67箇所となっている。

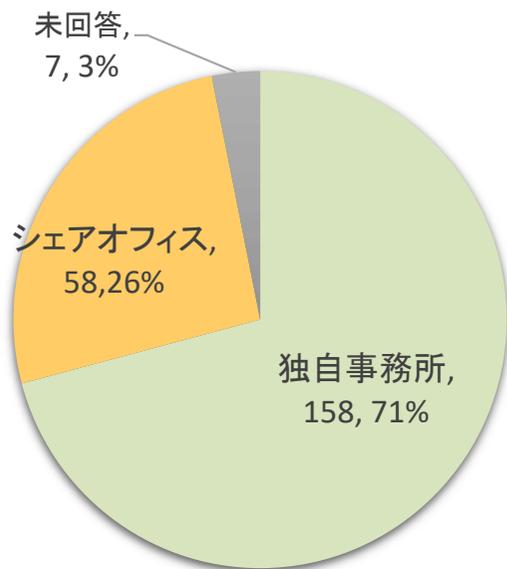


サテライトオフィスの開設状況について②（地方公共団体調査）

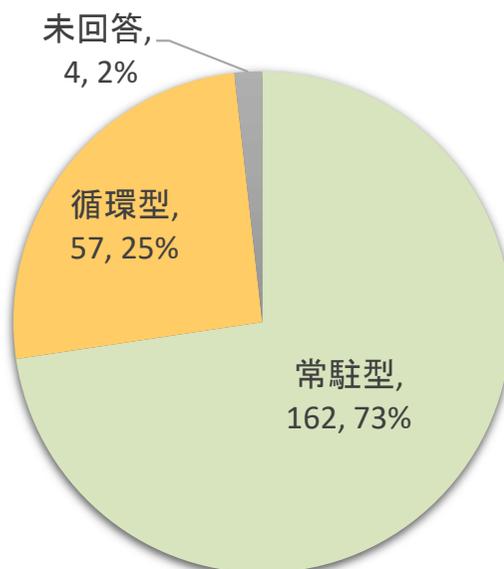
○ サテライトオフィスの形態等

- ・「オフィスの形態」については、独自事務所が158箇所(71%)、シェアオフィスが58箇所(26%)となっている。
- ・「入居の形態」については、常駐の要員を配置して利用する「常駐型」が162箇所(73%)、常駐の要員を配置せず、短期的に利用する「循環型」が57箇所(25%)となっている。
- ・「常駐型」オフィスにおける常駐社員数は、1～5人が69%となっている。
- ・開設企業の業種については、「情報サービス業等」が178箇所(80%)となっている。

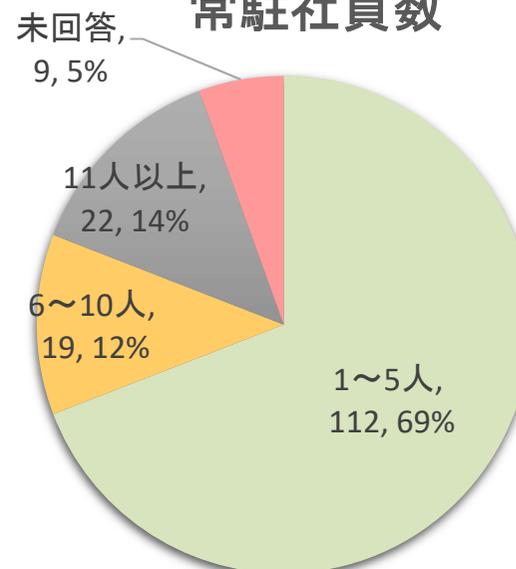
オフィスの形態



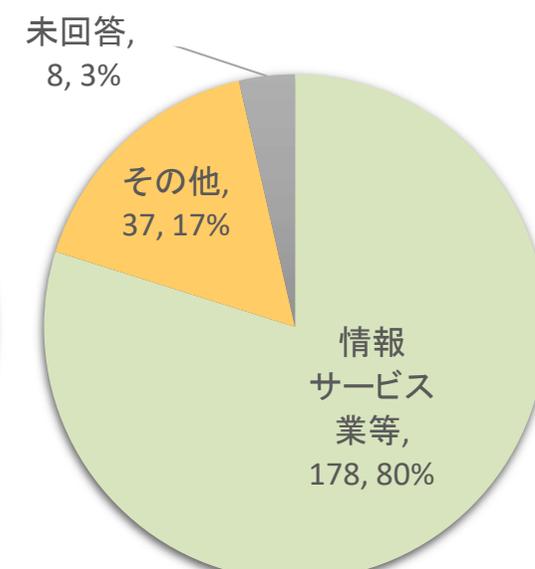
入居の形態



常駐型オフィスにおける 常駐社員数



開設企業の業種



地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限
(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)
 - ⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

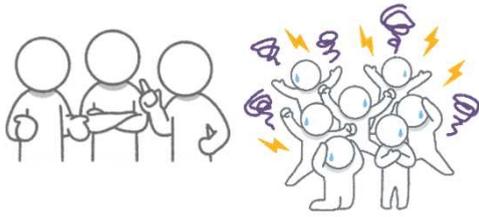
任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H31.3末調査時点

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を創設。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実力があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

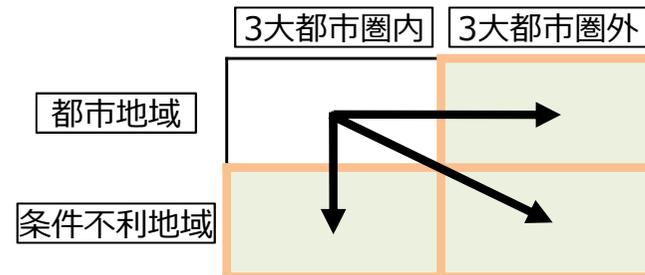
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の創設

※令和3年度より

○ 現行制度※を刷新し、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度を創設。

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村
及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村
(現行は条件不利
地域など1,188団体)

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6カ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)



総務省テレワーク関連施策

令和3年3月9日
総務省情報流通行政局
情報流通高度化推進室

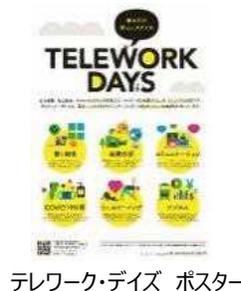
テレワーク普及展開推進事業

【事業概要】

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの普及展開を更に推進するため、「テレワーク・デイズ」等によるテレワークの呼びかけ、先進事例の収集及び表彰、セミナーの開催、専門家による相談対応等のほか、地域や中小企業におけるテレワークの導入促進に向け、中小企業を支援する団体にテレワーク普及担い手機能を付加し、「テレワーク・サポートネットワーク」として地域展開を推進。

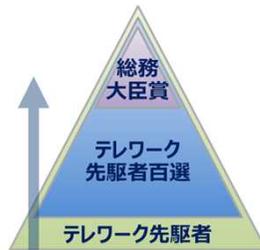
「テレワーク・デイズ」等による広報

- テレワークが全国に根付くよう、「テレワーク・デイズ」等の取組により、継続したテレワーク推進の呼びかけ、情報提供の強化等を実施。



先進企業・団体の事例収集・表彰

- テレワークを先進的に実施している企業・団体の事例を収集し、「テレワーク先駆者百選」の選定や「総務大臣賞」の表彰を実施。



セミナー・シンポジウムの開催

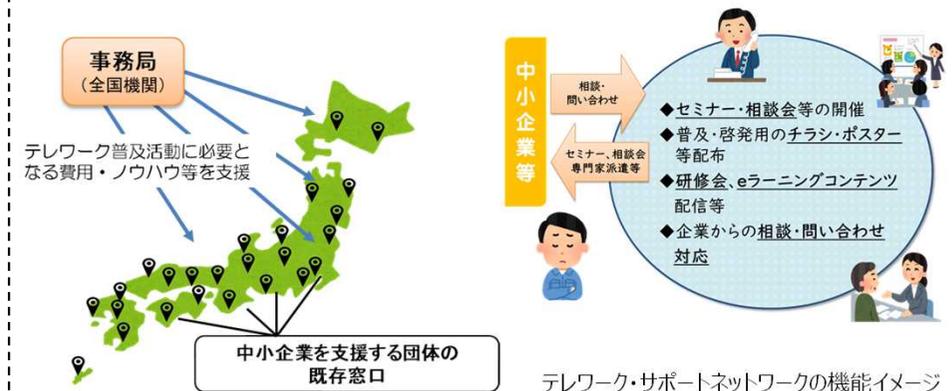
- 全国で、テレワーク導入を検討する企業等向けセミナー等を開催。東京、名古屋、大阪では、既存の民間展示イベントも活用して周知。



セミナー開催の様子 (昨年度)
※今年度はオンライン開催中心

中小企業・地域へのテレワーク普及拡大

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における中小企業支援の担い手となる団体の既存窓口にテレワーク普及の担い手機能を付加し、「テレワーク・サポートネットワーク」として、テレワーク普及活動に必要な費用・ノウハウ等を支援
- テレワーク導入を検討する企業等に対し、テレワークマネージャー等の専門家が無料で相談に応じ、システム・情報セキュリティ等テレワークの導入に関するアドバイスを実施。



テレワーク・デイズ

<背景>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外から観光客等が集まり、交通混雑が予想される。テレワークは混雑回避にも寄与。

※ ロンドン大会では、企業の約8割がテレワークや休暇取得などの対応を行い、市内の混雑を解消

<テレワーク・デイ>

2017年から、2020年東京オリンピック開会式が予定されていた**7月24日**を「**テレワーク・デイ**」と設定、企業等による全国一斉のテレワーク実施を呼びかけ。

<期待効果>

① 大会期間中のテレワーク活用により、**交通混雑を緩和**

【2020年大会時見通し】 鉄道：観客利用と道路からの転換により、利用者が約1割増加

【TDMの目標】 鉄道：現在と同程度のサービスレベルを目指す

TDM・・・Transportation Demand Management

② 企業等がテレワークに取り組む機会を創出

➡ **全国的に「テレワーク」という働き方が定着**

<Legacy>

東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに、日本社会に働き方改革の定着を！

北海道から沖縄まで、情報通信のほか、製造、保険など幅広い業種の企業、自治体等が参加。



【参加数】 **約950団体、6.3万人** **1682団体、30.2万人**

[主催] 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府
[共催] 東京都、日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、日本テレワーク協会

テレワーク先駆者百選 施策概要

- テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「**テレワーク先駆者**」として、さらに十分な利用実績等が認められる場合に「**テレワーク先駆者百選**」として選定・公表。
- 「テレワーク先駆者百選」のうち、特に優れた取組には**総務大臣賞**を授与し、厚労大臣賞（輝くテレワーク賞）と合同の表彰式を実施。

<参考：近年の総務大臣賞>

令和元年度：アフラック生命保険(株)、シックス・アパート(株)、明豊ファシリティワークス(株)、リコージャパン(株)

平成30年度：向洋電機土木(株)、日本ユニシス(株)、フジ住宅(株)、三井住友海上火災保険(株)、(株)WORK SMILE LABO

平成29年度：(株)NTTドコモ、(株)沖ワークウェル、大同生命保険(株)、日本マイクロソフト(株)、ネットワンシステムズ(株)

令和2年度総務大臣賞：江崎グロコ株式会社、株式会社キャスト、チュール七保険会社、富士通株式会社、八尾トヨー住器株式会社

特に優れた取組である

経営面での成果、ICTの利活用、地方創生の取組等を総合的に判断

十分な利用実績がある

対象従業員が常時雇用する人の25%以上（小規模事業者※は50%以上）、対象従業員の50%以上又は100人以上が実施、実施者全体の平均実施日数が月平均4日以上 など

※ 小規模事業者は中小企業基本法の定義（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5以下）による。

テレワークによる勤務制度が整っている

過去1年での労働関係法令等の重大な違反がない

テレワークが就業規則の本則もしくは個別の規程等に定められ、実際に行っている



百選以上にロゴを付与

「テレワーク先駆者百選」選定企業数：H28年度 42団体 / H29年度 41団体 / H30年度 36団体 / R元年度 32団体 / R2年度 60団体

テレワーク・サポートネットワーク

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における**中小企業支援の担い手となる主体**と連携し、**これら団体の既存の窓口を「テレワーク・サポートネットワーク」**として設定。
⇒これら窓口は、**テレワークの導入について事業者を支援する機能**を担っていただくとともに、当該地域内において、テレワーク相談の**相互連携ができるネットワーク機能**を果たしていただくことを想定。
- サポートネットワークとして設定された窓口に対して、事務局となる全国機関（事業の受託者）を通じ、**テレワーク普及活動に必要となる費用・ノウハウ等**を支援（チラシ・ポスター等の印刷やセミナー開催、専門家派遣の費用の支援、コンテンツ提供など）

テレワーク・サポートネットワーク （全国の社労士会、商工会議所等）



テレワークマネージャー事業

【テレワークマネージャー事業】

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家が無料で相談対応**する事業
- システム、セキュリティ等に関し、**テレワークの導入に関するアドバイス**を実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークの一層の導入の促進を図るため、

- テレワークマネージャーを**増員**
- 申請者と**テレワークマネージャーのマッチングの迅速化**のためのシステムを構築を行い、テレワークマネージャー事業を拡充。



The poster features the following text and graphics:

- 総務省 事業** (General Affairs Bureau Service)
- 令和2年度** (Reiwa 2nd Fiscal Year)
- テレワークマネージャー 相談事業** (Telework Manager Consultation Service)
- 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されています。総務省では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行う「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。
- Q: テレワークを導入するためにはどうすればいいの？ システムやセキュリティは？
- A: テレワークの専門家による **コンサルティング**。専門家が、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。
- 導入支援**。導入検討、トライアル、正式導入まで、企業事情を問わず支援します。
- 相談実施期間** (Consultation Implementation Period): 令和2年 4月1日(水) → 令和3年 3月31日(水)
- 費用** (Fees): コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担
- Q: **テレワークマネージャー相談事業とは？**
- A: テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、**無料**でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。
- ※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって全国または一部地域での実施調整を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。

地域サテライトオフィス整備推進事業

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1. 内容

一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。

2. 補助対象者

他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
(都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。)
又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

3. 補助率

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



・新しい生活様式下における新しい働き方を実現する「場」のモデルとして整備を支援
・本整備事業を呼び水として、地域偏在性を解消し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進